

2026年度あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）に関するQ&A

【交付申請・補助金について】

No.	質問	回答
1	起業の定義はあるか	所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する個人事業の開業届出もしくは会社法（平成17年法律第86号）第911条から第914条に規定する株式会社等の設立の登記を行い、新たに事業を開始することを指します。
2	起業者の定義はあるか	本事業においては、個人事業主又は株式会社等にあつては代表権を有する者を指します。
3	事業承継の定義はあるか	代表者の交代を伴い、既存事業とは別に、異なる新たな事業へ取り組む場合を指します。 ※既存事業の単なる延長、既存の商品又はサービスの改良若しくは追加、新たな市場又は顧客層への展開その他これらに類するものは含みません。
4	第二創業の定義はあるか	同一法人又は個人が、既存事業とは別に、異なる新たな事業へ取り組む場合を指します。 ※既存事業の単なる延長、既存の商品又はサービスの改良若しくは追加、新たな市場又は顧客層への展開その他これらに類するものは含みません。
5	“Society 5.0”というキーワードは公募要領のどこに記載されているのか。	公募要領1ページをご確認ください。 Society 5.0：AIやIoT、ロボット、ビッグデータ等の先端技術を産業や生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会
6	起業支援金とは	交付要領において、県内で起業、事業承継又は第二創業する者に対して、起業、事業承継又は第二創業に要する経費の一部を支援するものです。 ※起業、事業承継又は第二創業に要する経費とは、営業行為（利益を得る目的で同種の行為を継続的・反復的に行うこと）開始前までに要する経費のことをいいます。
7	補助対象期間は、採択日（交付決定日）からいつまでか	起業支援金交付対象事業の対象期間は、起業支援金交付決定日以降、2027年1月31日までとなります。
8	事業完了年月日とは	事業完了年月日とは、補助対象経費に係る見積・発注・契約・納品・検収・請求・支払等の一連の手続が全て完了した日を指します。 なお、複数の経費がある場合は、補助対象経費として認められる経費のうち、最後に支払が完了した日を事業完了年月日とします。 ただし、補助対象期間の終期は2027年1月31日であるため、事業完了年月日は遅くとも2027年1月31日までの日付となります。
9	「県内で実施」の定義とは何か。	今後、事業が全国展開される予定であっても対象となりますが、県内で実施される事業であり、代表者が県内に居住することが要件です。
10	県外に本社を有する事業者の支店等であっても申請可能か	愛知県内で本社の法人登記または個人事業主の開業届出を行う必要があります。
11	拠点は愛知県内だが、オンライン講座事業など（地域特定でない）は対象になるのか	開業届に記載された住所地又は登記されている法人の本店所在地が愛知県内であれば、事業がオンラインでも問題ありません。
12	設立を予定している株式会社の代表取締役が愛知県外に居住しており、別の取締役が愛知県に居住している場合は補助対象外となるのか。なお、活動拠点は愛知県内である。	本事業の代表者が県内に居住していること、あるいは2027年1月31日までに県内に転居することが条件となります。

13	2027年1月31日以降に県外に転居した場合は支給取り消しになるのか	本補助金の性質上、速やかに県外に転居することは、望ましいものではありません。
14	社内で新規事業をする場合も申し込めるのか	第二創業で本補助金の対象事業の要件に該当する場合は、申請可能です。
15	第二創業は、会社内の事業部でもよいのか、又は、新会社を設立する必要があるのか。	新会社設立は必須要件ではありません。第二創業の場合、Society 5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資する社会的事業を実施する必要があります。
16	学生だが、申し込みは問題ないでしょうか？	年齢に制限はございません。
17	外国籍の者の起業も申請可能か。	愛知県内に在住し愛知県内で対象期間内に起業する方であれば問題ありません。ただし、外国籍の方は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「30条の45規定区分」項目が明記された住民票を提出してください。
18	2026年4月1日より前に個人事業として開業届を提出済みで、2026年4月1日から2027年1月31日までに法人化する場合も補助対象になるか。	個人事業主として実施していた事業（既存事業）を法人化した場合、法人成り後の法人において、当該既存事業を補助対象事業として申請することはできません。ただし、法人成り後の法人において、当該既存事業とは異なる新たな事業に取り組む場合は、第二創業として補助対象となる場合があります。※「法人成り」とは、個人事業主として実施していた事業を法人化することをいいます。
19	2026年4月1日より前に愛知県外で開業届を提出しました。これまで行っている事業とは異なる新たな事業を愛知県内で2026年度中に開始する予定です。この場合、補助対象となりますか。	①個人事業又は法人成り後の法人において新たな事業を実施する場合 補助対象事業の要件を全て満たした上で、第二創業として申請することは対象となります。なお、補助対象期間内に、開業届の住所又は法人成り後の法人の本店所在地を愛知県内に変更する必要があります。 ②既存事業を個人事業又は法人成り後の法人において実施しながら、新たに設立する法人において新たな事業を実施する場合 補助対象事業の要件を全て満たした上で、起業として申請することは対象となります。なお、補助対象期間内に、新規で法人を設立し、かつ法人の本店所在地を愛知県内とする必要があります。
20	休眠会社の代表ですが、今回全く異なる業種で個人事業として創業予定です。補助対象となりますか。	補助対象事業の要件を全て満たした上で、既存事業とは別に、異なる新たな事業で個人事業主として申請することは、対象となります。 ※既存事業の単なる延長、既存の商品又はサービスの改良若しくは追加、新たな市場又は顧客層への展開その他これらに類するものは含まない。
21	2025年以内に法人の設立登記が完了したものの、当初の事業構想が成り立たずピボットしたため、まだ事業を始めておらず、これから開始する場合も第二創業として補助金の対象となりますか。	当初構想していた事業そのものの創業に向けた準備をされた後にピボットした場合は対象となりますが、準備を含めて創業の実態がない場合は、対象外と判断されます。
22	一般社団法人や一般財団法人の設立は対象になるのか	対象になりません。

23	中小企業の定義は	<p>中小企業者は、中小企業基本法(昭和38年第154号第2条)に定める者とし ます。</p> <table border="1" data-bbox="568 338 1469 701"> <thead> <tr> <th data-bbox="568 338 759 405">業種分類</th> <th data-bbox="759 338 1469 405">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="568 405 759 483">製造業その他</td> <td data-bbox="759 405 1469 483">資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 483 759 551">卸売業</td> <td data-bbox="759 483 1469 551">資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 551 759 618">小売業</td> <td data-bbox="759 551 1469 618">資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 618 759 701">サービス業</td> <td data-bbox="759 618 1469 701">資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主</td> </tr> </tbody> </table> <p>※注 会社とは株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人を指す。 ★みなし大企業は不可となります。 みなし大企業は次のいずれかに該当する者をいう。なお、大企業とは上記で定義する中小企業者以外の会社をいう。ただし、中小企業投資育成会社法に規定する中小企業投資育成会社は除く。 ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。 ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者。 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。</p>	業種分類	定義	製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主	小売業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
業種分類	定義											
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主											
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主											
小売業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主											
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主											
24	補助対象事業の地域の課題の解決を目指して新たに起業する社会的事業とは何を指すのか	<p>以下を参照してください。</p> <p>※1 愛知県が地域の課題としている分野</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活の安心・安全</li> <li>・生活の利便性向上</li> <li>・子育て支援</li> <li>・観光、まちづくり推進のほか地域の魅力向上</li> <li>・環境、エネルギー</li> <li>・健康、医療</li> <li>・その他地域の課題と認められるもの</li> </ul> <p>※2 社会的事業の要件(①から③をすべて満たすこと)</p> <p>①地域社会が抱える課題の解決に資すること(社会性) ②提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること(事業性) ③地域の課題に対し、地域における課題解決に資するサービスの供給が求められていること(必要性)</p>										
25	愛知県の課題に関して、どこに掲載されているか	公募要領の2ページ目に記載があります。										
26	愛知県の課題で、福祉(障害者雇用)に関するものは含まれるのか	事業計画によりますが、一般論として生活の安心・安全、生活の利便性向上、その他の地域課題などが該当すると思われます。										
27	他の補助金と併せて交付されることは可能か	補助対象期間内に、同一の事業計画で国(独立行政法人を含む)又は県の他の補助金、助成金の交付を受けていない、又は受けることが決まっていな い場合に限り、可とします。ただし、市町村の補助金については、同一経費の利用で ない場合に限り、重複利用が可能な場合がありますので、別途ご確認ください。										
28	国などの補助金との重複について、同一事業計画でなければ、同時期に国から補助金をいただいても問題ないか。	本補助事業について、同一事業計画の場合は対象となりませんが、事業計画が別の場合は対象となります。申請予定の国の補助金についての取扱いは、所管する事務局にご確認ください。										

29	他の補助金と同一の経費（同一人物の人件費の重複等）について、併せて交付されることは可能か	事業計画が同一であることを問わず不可とします。
30	名古屋市スタートアップ企業支援補助金も応募予定だが重複応募は可能か、また同じ設備費で違う対象経費は良いのか	重複応募は可能です。 同一事業の同一経費について申請することはできませんので、同じ設備について申請する場合は不可です。また、時期が異なっている場合についても、同一事業における同一経費の適用は不可です。
31	他の助成金を受けてはならないとあったが、ビジコンなどの賞金と事業資金は含まれないという理解で良いか	ビジコンなどの賞金と補助金は資金の性格上異なるので補助金の交付決定等には影響しません。
32	他の補助金等の実績説明という欄で事業名、実施時期について、本補助金との事業名の重複は可能か、実施時期はどここのことをさしているのか	本補助金との事業名の重複は可能ですが、好ましくありません。また、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）又は県の他の補助金を受けている場合や、同一経費で市町村の補助金を受けている場合は、不交付決定となる可能性がありますので、ご注意ください。 実施時期は事業そのものの実施時期になります。
33	他の補助金等の実績説明（該当要件がある場合のみ記載）とあるが、平行して他の補助金を申請した場合、採択されなくてもこちらに書けば良いのか	採択されなければ記載不要です、結果待ちであれば記載ください。
34	古い事業や不動産業、美容院、鍼灸院、障害者を預かり支援するようなサービス業は対象になるのか	どういった事業を行うかではなく、補助対象事業に相当する事業の内容かどうかが判断基準になります。
35	補助対象の要項には事業売上の文言がないが、「ある一定期間内に一定の事業売上を得なければならない」といったような基準があるのか	一定の事業売り上げを得なくてはならないという基準はありませんが、売上・利益計画の妥当性・信頼性は、事業の継続性の観点から、審査の評価基準となっています。
36	「新たな市場における高成長」について、具体的な数値を教えてください。	事業によって高成長の定義は異なるため、ご自身の事業目標を数値化できるのであれば、数値化していただき、申請書に、設定した数値に向けて具体的にどのような取組をされるのか、ご記載ください。
37	補助金限度額が減額された場合、理由の開示はあるのか（200万円で申請し、100万円に減額された場合など）	補助金額の確定検査を行ったうえで支給しますので、その際にどの補助対象経費に何円支給されたか明らかになると考えます。
38	8月に営業行為を開始予定の場合も対象になるか	2026年4月1日から2027年1月31日までの間に愛知県内で起業、事業承継又は第二創業する場合は対象となります。 ただし、補助対象となる経費は、交付決定日以降から事業完了日までの期間内に見積・発注・契約・納品・検収・請求・支払が行われた経費となります。8月に営業行為が開始となる場合、交付決定日以降に見積・発注し、事業完了日までに支払いが完了している場合は、補助対象となり得ます。

39	新規事業でデジタル機器を購入しなくては駄目なのか	補助対象事業の要件として「ITや新しい技術等を活用して新市場の開拓・高成長を目指す事業であること。」と規定しておりますが、デジタル機器の購入を意味しているものではありません。
40	ITテクノロジーはイメージがつくが、「新しい技術等」とは、具体的にどのような要件(要素)が想定されているか	名古屋市内のスタートアップの例ですが、電圧整流の新素材の開発をした企業、新しいタイプのステントを開発された企業の例がありますので、そういった事業を想定しております。技術といっても特許などに限定しているものではありません。既存技術の組み合わせ等によって生まれる技術も対象です。
41	ITや新しい技術を活用した新市場の具体例はあるか、また海外展開が見込まれるかが重視されるのか	B&Bやuberが無かった時は対応する市場が無かったが、新サービスを始めた後に市場ができた、といったまったく新しいものを創っていくことが新市場だと想定しております。海外展開が見込まれるのは良いことですが、必ずしも重視されるものではありません。
42	現在、まだ起業していないが住所や社名等はどうにすればよいか	未定であれば、代表者の個人の情報を記載してください。個人事業主の方は現在の情報を記載ください。
43	5月に開業届を提出(または法人を設立)し、8月より営業行為が開始となる。今までの経費は補助対象とならないとの理解で良いか。また、8月発注分の支払いが9月のものだったりする場合対象になるのか。	交付決定日前に発生した経費は原則、対象外となります。なお、一部対象となる場合もありますので、公募要領5ページをご確認ください。また、営業行為の開始後に要した経費については、すべて補助対象外となります。
44	費用を変更する場合、それぞれの経費区分によって変更金額の幅が異なるが、金額の幅はいくらか	経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき(ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。)は、補助対象事業変更承認申請書により、事務局の承認が必要となりますので、ご相談ください。ただ何度も変更ができるものでもございませんので、申請時にある程度精査して記入してください。なお、全体の交付決定額を増額することはできません。
45	事業を進めていくうえで、届け出時の事業スキームが変更されることも考えられる。その場合、変更の届出等の手続きは必要か	事業内容の変更も補助対象事業変更承認申請書の提出が必要になります。
46	資金が全く準備できていない事やビジネス等のノウハウが全くわかっていない状態で進めているため、申請書に必要な計画書の書き方がわかっていないが、その場合は対象外になるのか	申請書等の事業計画書を出していただくことが審査の要件になりますので、対象外にはなりません。
47	1月31日までに開業届提出または株式会社等の設立とありますが、店舗営業を行うような事業の場合、店としての開店日は1月31日よりも後日でも良いか	1月31日までに開業届提出または株式会社等の設立が完了されていれば、問題ございません。計画書に開店が1月31日以降になる理由などを記載ください。ただし、事業完了日が2027年1月31日以前の場合は、事業完了日までに開業届提出または株式会社等の設立が完了されている必要があります。

48	応募書類に記入欄がある「資金計画」について、現時点で費用が発生していない場合、想定する金額を記載すれば良いのか	補助対象期間である交付決定日から2027年1月31日までの経費のうち、交付決定日から事業完了日までの期間内に見積・発注・契約・納品・検収・請求・支払が行われた経費が補助対象になるので、事業完了予定年月日までの支払予定の経費をご記入ください。交付決定日以前の経費、営業行為開始後に要する経費については対象外であるため記載しないようご注意ください。
49	既存の法人が新規事業として新しく法人を立ち上げ、100%出資者となっても対象となるか	新しい法人の代表者が申請者になります。既存の法人と同一の事業であれば補助金のガバナンス上望ましくありません、また既存法人が大企業の場合、みなし大企業になるので注意が必要です。
50	6か年計画の目標達成とは、どのような目標になるのか	本年度を1年目として先の6か年で申請者がどのような事業展開を行うか、また、貴社が事業を進めていく上での定性的な目標になります。
51	6か年計画の具体的な実施内容は、達成目標と何が違うのか	設定していただきました6か年の目標に対して、各年度でどういったアクションプランを行うかを具体的な実施内容として記入してください。 <u>なお、1年目の具体的な実施内容については、営業行為の開始時期を予定も含めて必ず記載してください。</u> また、申請区分が「起業」の場合は、開業届の提出時期または法人設立の時期についても、予定を含めて必ず記載してください。
52	起業支援金に対して税金はかかるのか。	起業支援金が、所得税、法人税の課税対象になるかどうかにつきましては、個人の所得や法人の種類等により異なるため、所轄の税務署までお問合せください。

【対象経費について】

53	車両のリース・レンタルは対象となる、と書いてあるが、月額レンタル料の1/2が補助される、という意味か	事業期間内の月額レンタル料（消費税及び地方消費税抜き）の1/2以内が補助金の対象になると考えられます。
54	店舗を借りる際の礼金・敷金などは対象となるのか	対象とはなりません。公募要領8ページ目をご確認ください。
55	店舗の賃貸借契約は秋ごろだが、準備期間を経て開店営業を始めるのは2027年4月の計画である。店舗等借料の対象期間はどうか	準備期間にあたる経費は、補助対象期間（交付決定日から2027年1月31日まで）のうち、交付決定日から事業完了日までに支払ったものが対象となります。
56	チラシ配布も2027年4月以降になるが、チラシ制作費は対象外になるのか	事業計画にあり、補助対象期間内に制作し、かつ配布が完了するものであれば対象になります。なお、配布日・配布枚数・配布先がわかる配布先リストの作成が必要となります。ただし、販売価格、購入方法、購入予約受付等が表示したチラシについては、販売を目的とするとみなされるため、対象となりません。
57	店舗に設置する看板の制作費は対象になるのか。	外装・内装工事と看板制作費は対象ですが、税抜50万円以上のものについてはその後の処理について留意が必要です。公募要領9ページをご参照ください。
58	2026年4月に開業届提出または法人設立をしたが、家賃は対象になるのか	交付決定日以降の店舗等借料が対象になります。（住居兼店舗・事務所については、住居部分は対象外）
59	広報費200万円 設備費100万円として、実際に実施した際に金額が広報費150万円設備費150万円となった場合は認められるのか、また変更届などの手続きが必要か	事業内容の変更を伴う場合は補助対象事業変更承認申請書を提出する必要がありますので、事前に事務局へご相談ください。なお、交付決定額の増額は不可ですので、ご注意ください。
60	最終的に経費として認められたのが40万円だった場合、補助額は下限額の25万円となるのか	この場合は、 $40\text{万円} \times 1/2 = 20\text{万円}$ となり、下限額の25万以下となるので不支給になります。
61	人件費が補助対象となっているが、いつの人件費が対象となるのか	交付決定日から事業完了日まで支払を行った経費が対象となります。また、原則2027年1月給与（2月支払い）は補助対象外です。
62	事業上必要な外部サービスで月額払いか年額払いかを選べる場合、年額払いは支給対象外となるのか	事業内容を確認し、対象の可否は個別に判断させていただきます。なお、交付決定日以降2027年1月31日までの補助対象期間の経費を対象としているため、年額払いは対象となりません。また、場合によっては全て対象外となる可能性がありますので、可能な限り月額払いにしていた方が良いでしょう。
63	内装工事費は、業者から〇〇円一式で良いのか	申請書の記入段階ではそのような記載で良いですが、支払い時はエビデンスとして明細の提出が必要になります。補助対象外の経費があればその分は支給から除外になるので事前に外していただくのが望ましいです。
64	機械装置等の設備について、補助対象事業完了日までに設置または稼働を開始する必要がありますか。設置が補助対象事業完了日を過ぎてしまった場合、対象にはならないのですか。	補助対象経費であることの確認がとれ、補助対象事業完了日までに設置、支払いが完了しており、経費支出の証拠書類が整っていることが必要です。

65	現在掛かっている経費は、全体経費に入るか。例えば、すでに200万円払っている場合、申請は200万円(9月以降の経費)できるという理解で正しいか	補助対象経費になるのは交付決定日以降の分となります。
66	申請時の経費はあくまで予定で良いか。見積などまだ取れていなくても予定で良いか	申請時は予定で良いですが、実際の金額と異なる場合、全体の交付決定額を増額することはできませんので、ある程度金額を精査した上で、ご申請ください。
67	開業届の提出日が2026年4月1日より1日でも前だと対象にならないのか	対象になりません。
68	現在個人で飲食店を間借りしている。新たに店舗を契約して事業を行う場合対象になるか。また、どういったものが対象になるのか	2026年4月1日以前に起業している方が、既存の事業で行う場合は対象外です。別途、新たに個人事業主の開業届出または法人登記、事業承継又は第二創業を行うことが必要となります。
69	愛知県では今回の「委託費」と「外注費」の線引きをどのように定義しているか。(委託費は補助金の1/2が上限とありますが外注費はその記載が無かったので委託ではなく外注であれば申請の満額がそれでもいいのか。)	外注費は、補助対象事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費を想定しております。業務の完遂が義務であり、その結果に対する報酬を前提とした契約形態となります。委託費は事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)するために支払われる経費です。公募要領で例示されている、市場調査やコンサルティング業務の依頼を想定しております。外注費の場合、満額で差し支えございません。
70	交付決定前に契約した委託費で、委託完了および支払いが交付決定後かつ交付対象期間内であった場合は、対象になるのか。	交付決定日以降、補助対象期間内の契約・発注により発生した経費、補助対象期間内に支払をした経費が対象となるため、対象になりません。ただし、人件費、店舗等借料については一部例外もございますので、公募要領をご確認ください。
71	店舗等借料について、親会社が契約をしている事務所の1/3の借料及びデスクや棚等の使用料は補助対象になるのか。	公募要領8ページにあるとおり、固定した仕切りなど物理的な独立性が十分担保されていないまま、他の事業者と同じ部屋・空間で事務所を使用し業務を行っている場合は専有部分の証明が不十分として認められません。また、この場合は親会社との使用契約書等を締結しているかどうか書面等で確認させていただきます。また、親会社の形態によっては「みなし大企業」になる可能性もあるため、対象であるか公募要領の1ページをご確認ください。

【申請書提出について】

72	必要書類について教えてほしい	必要な書類は公募要領の 16 ページに提出書類の記載があるのでご参照ください。
73	申請書は持参や郵送、メールによる提出も可能か	電子申請フォームからの申請のみの受付となります。 電子申請フォームでの申請が困難な場合は、事前に事務局までご相談ください。
74	一度申請書を提出したあとに出し直しは可能か	出し直しは不可とします。
75	提出書類に不備があった場合、事務局から連絡があるのか。	書類に不備があった場合は審査の段階で不採択になります。事務局から連絡はいたしません、採択者については別途県のホームページで記者発表しますので、そちらでご確認ください。
76	申請書の書き方のひな型はあるか	書き方のひな型に相当するものは本補助金ではご用意がございません。
77	補助対象経費明細表には人件費、店舗等借料など満遍なく事業計画の実効性を満たすように記載した方が、審査に有利に働くのか。	補助対象事業に対し必要な経費のうち、補助対象となりうる経費を記載いただければ差し支えありません。経費区分（費目）を全て使っていないわけではなく、そのことをもって、審査に影響するものではありません。
78	住民票は基本要項のみの取得で良いか。	申請書に記載されている申請者の住所と氏名、記載された住所の居住日を、提出された住民票をもって確認しております。 住民票の基本要項にこれらの情報が記載されていれば差し支えありません。ただし、個人番号（マイナンバー）の記載は省略してください。 代表者が外国籍の場合は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「30 条の 45 規定区分」項目が明記されたものを提出してください。
79	新設法人である。法人設立直後で納税義務がないことを示す代替書類として、税務署への「法人設立届出書」の控えは代替書類として受理されるのか。	申請される代表者の愛知県税の未納がないことの証明書と、法人の愛知県税の未納がないことの証明書を提出してください。
80	住民税、県民税を直近で納付したばかりで、証明書が間に合わない場合どうしたら良いか。	納税義務を果たしていることの誓約書（任意様式）をご提出いただき、証明書が発行された段階で遅滞なく、ご提出をお願い致します。なお、証明書の提出がなされなかった場合、採択を取消す場合がございますので、ご注意ください。
81	愛知県外より申請を行う場合、納税証明書等はどうか。	「愛知県税の未納がないこと」を証明できる書類を提出してください。県税事務所では、郵送やオンライン申請での納税証明書の発行にも対応しております。愛知県等のホームページで詳細をご確認の上、ご提出ください。 ( <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000067677.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000067677.html</a> )

【審査について】

82	審査会はいつか	2026年7月中旬を予定しております。(変更の可能性もあります)
83	交付される事業者は何件か	30件を想定していますが、審査の結果によって採択数は変動します。
84	過去の応募件数、採択件数の実績はどうか。	2021年度の実績は75件、採択件数は25件です。 2022年度の実績は98件、採択件数は23件です。 2023年度の実績は99件、採択件数は27件です。 2024年度の実績は117件、採択件数は21件です。 2025年度の実績は73件、採択件数は31件です。
85	昨年度以前の補助金の採択事業について教えてもらえるか	公式HP上に、過去の交付先について公表しております。

【採択後について】

86	「採択後の事業計画変更について」に記載されている「事業の内容を大幅に変更しようとする場合は、」のうち、「大幅に変更」とは具体的にはどのようなケースか	個別に事務局にご相談ください。
87	採択を受けた場合、「あいちスタートアップ創業支援事業費補助金採択事業者」としてPRしてよいか	差し支えありません。具体的な表記については事務局にご確認ください。
88	得られた利益を県に納付するとあるが、どのような場合に納付が必要となるのか	公募要領 23 ページ「1 3. 補助金（起業支援金）交付後の補助対象者の義務」（5）収益納付をご確認ください。 本補助金は起業、事業承継又は第二創業に係る準備に要する経費の支援を目的としており、補助対象期間内に収益が発生する事までは想定しておりません。ただし、収益が発生してしまった場合は、補助金交付額を限度として、収益金の全部又は一部を納付していただく場合があります。

【支援について】

89	伴走支援とは具体的に何を指すのか	県内で起業、事業承継又は第二創業する者に対して事業の成長を加速するための経営面等に係る各種支援のことをいいます。
90	支援を受けるにあたり義務として生じることはあるか	事務局が開催するセミナー及び面談、ヒヤリング、現地調査等に応じていただく必要があります。
91	支援はプログラム以外にも相談等できますか	出来ます。事務局に相談いただき、必要に応じて個別に相談に応じます。
92	セミナー及び面談、ヒヤリング等は、参加必須なのか	原則参加としております。参加できない事情があれば別途事務局にご連絡ください。

【交付に関する手続等について】

93	交付に関する手続のマニュアルなどがありますか	採択後にオリエンテーションを受け、手続等について把握をした上で補助対象事業に臨んでください。
94	委託費以外のものも2者以上の見積が必要か	委託費以外の経費の場合、1件税抜50万円以上の支払いを要するものは相見積が必要となります。なお、1件税抜50万円未満でも、可能な範囲において相見積をとるようにしてください。
95	事業完了後の補助金交付についてはどのような手続で交付されるか	補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）、補助金（起業支援金）に係る補助対象事業実績報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに事務局（株）ツクリエ）に提出する必要があります。 その後、事務局にて書面審査及び必要に応じ現地調査等を行い、補助対象事業の成果が起業支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき起業支援金の額を確定し、補助金（起業支援金）確定通知書により補助対象事業者に通知いたします。 その後補助対象事業者は、補助金（起業支援金）請求書を事務局に提出いただき、補助金の交付となります。
96	ヒヤリングというのは、名古屋まで出向かないといけないのか	必ずしもすべての方にヒヤリングを行うわけではありませんが、オンラインでのヒヤリングも検討しています。

【交付年度以降の報告について】

97	事業終了および交付終了後の義務はあるか	補助対象事業者は、起業支援金に係る経理について、その収支を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業実施年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。 かつ、補助対象事業者は、補助事業実施年度の翌年度から5年間、毎年2月末までに当該補助事業に係る過去1年間の事業化状況について、補助金（起業支援金）に係る事業化状況報告書を補助事業者代表に提出しなければなりません。 また、起業支援金により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって適切に管理するとともに、当該事業の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。詳しくは交付要領第23条をご確認ください。
----	---------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以上